

2021年11月30日

オミクロン株の発生に伴う水際対策の強化について
(新型コロナウイルス関連)

- オミクロン株の発生に伴い、日本政府は日本入国時の水際対策を強化することとしました。
- 90日以内の短期滞在（ビジネス、研修、商談、会議等を目的としたもの）及び留学生、技能実習生、各種資格に伴う就労者等の長期滞在の外国人は、日本へ入国できなくなりました。
- 日本国籍者、再入国希望の外国人、「特段の事情」に当たる外国人は引き続き日本への入国が可能です。
- 有効なワクチン接種証明書所持者に対する行動制限緩和措置（政府機関が指定した施設での3日間の隔離措置の免除）は停止されます。
- 現時点での本件措置の期限は「令和3年12月31日まで」となっております。

1 入国が拒否される案件について

- (1) 以下の渡航目的の外国人は、令和3年11月30日以降、日本への入国が出来なくなりました。
 - ビジネス、研修、商談、会議等を目的とした90日以内の短期滞在
 - 留学生、技能実習生、各種資格に伴う就労者等の長期滞在
- (2) 上記渡航目的の査証申請に必要な「審査済証」の発給は停止され、査証の発給も停止されます。
- (3) 上記渡航目的の査証申請は受理できません。

2 日本への入国が可能な案件について

以下に該当する方については、本件措置中であっても日本への入国が可能です。

- (1) 日本国籍者
- (2) 有効な在留カードを所持しており、日本への再入国を希望する外国人

3 査証申請の上、日本への入国が可能な案件（「特段の事情」に該当する案件）

- (1) 以下の在留資格によるもの
 - 日本人の配偶者等
 - 永住者の配偶者等
 - 家族滞在
 - 特定活動
 - 医療
 - 教育・教授
 - 技術・人文・国際業務
- (2) 本省からの査証発給指示があるもの
- (3) 緊急を要する人道案件

4 行動制限緩和措置の停止

- (1) 有効なワクチン接種証明書所持者に対する行動制限緩和措置は停止されます。
- (2) 有効なワクチン接種証明書所持者であっても、入国後3日間は政府機関が指定する宿泊施設にて隔離措置が必要となります。
- (3) 残りの11日間は自宅等での自主隔離となります。

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日緊急連絡先) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903